

平成20年(行ウ)第599号 行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件
原告 崔鳳泰ほか10名
被告 国

証拠説明書(12)

平成23年7月26日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

森 寿



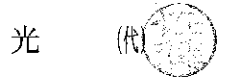
佐藤 昌



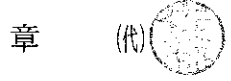
小野 啓



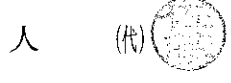
長野 将光



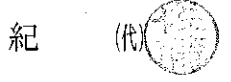
山崎 智章



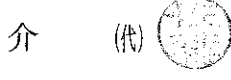
小川 寛人



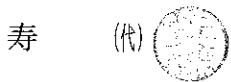
小林 麻紀



岡部 大介



日下 正寿



略語等は、答弁書等の例による。

号証	標目 (作成者等)	原本 写し の別	作成 年月日	立証趣旨
乙第382号証	「韓日両国間の過去事整理を求める決議案」(抜粋) (原文) (姜昌一他68名)	写し	2010.4.5	日韓間においては、現在もなお国交正常化交渉において議論された複数の懸案事項が存在することを示す韓国国会議員69名による決議案。
乙第383号証	「韓日両国間の過去事整理を求める決議案」(抜粋) (乙第382号証の日本語仮訳) (外務省アジア大洋州局北東アジア課)	原本	H22.7.20	同上
乙第384号証	平成14年度(行情)答申135号 (インターネット版) (情報公開・個人情報保護審査会)	写し	H14.8.2	相手国が二国間関係に係る文書を公開したとしても、そのことのみを理由として、我が国が同様の交渉に係る文書を公開することが我が国の外交に不利益を生じさせないとは断定し得ないことを支持した情報公開・個人情報保護審査会の答申。
乙第385号証	朝鮮日報(インターネット版) (抜粋)(原文) (朝鮮日報社)	写し	2010.11.9	朝鮮半島由来の文化財が日本国内にどれほど存在するのかについては、韓国国内でも意見が分かれており、コンセンサスは存在しないこと、今後も、文化財をめぐる問題が日韓間の議論の対象として持ち出される可能性が排除されたとは言い難く、むしろ、現在もなお、日韓図書協定を契機に、韓国国内においては文化財についての関心はますます高まっているのが実情であることを示す報道ぶり。
乙第386号証	朝鮮日報(インターネット版)	原本	H22.7.20	同上

	(抜粋) (乙第385号証 の日本語仮訳) (外務省アジア大 洋州局北東アジア 課)			
乙第387 号証	朝鮮日報 (インタ ーネット版) (抜粋) (原文) (朝鮮日報社)	写 し	2010. 11. 9	同上
乙第388 号証	朝鮮日報 (インタ ーネット版) (抜粋) (乙第3 87号証の日本語 仮訳) (外務省アジア大 洋州局北東アジア 課)	原 本	H22. 7. 20	同上
乙第389 号証	朝鮮日報 (インタ ーネット版) (抜粋) (原文) (朝鮮日報社)	写 し	2010. 11. 9	同上
乙第390 号証	朝鮮日報 (インタ ーネット版) (抜粋) (乙第3 89号証の日本語 仮訳) (外務省アジア大 洋州局北東アジア 課)	原 本	H22. 7. 20	同上
乙第391 号証	中央日報 (インタ ーネット版) (抜粋) (原文) (中央日報社)	写 し	2010. 11. 9	同上
乙第392 号証	中央日報 (インタ ーネット版) (抜粋) (乙第3 91号証の日本語 仮訳) (外務省アジア大	原 本	H22. 7. 20	同上

	洋州局北東アジア課)			
乙第393号証	中央日報 (インターネット版) (抜粋) (原文) (中央日報社)	写し	2010. 11. 9	同上
乙第394号証	中央日報 (インターネット版) (抜粋) (乙第393号証の日本語仮訳) (外務省アジア大洋州局北東アジア課)	原本	H22. 7. 20	同上
乙第395号証	韓国日報 (インターネット版) (抜粋) (原文) (韓国日報社)	写し	2010. 11. 9	同上
乙第396号証	韓国日報 (インターネット版) (抜粋) (乙第395号証の日本語仮訳) (外務省アジア大洋州局北東アジア課)	原本	H22. 7. 20	同上
乙第397号証	ソウル新聞 (インターネット版) (抜粋) (原文) (ソウル新聞社)	写し	2010. 11. 9	同上
乙第398号証	ソウル新聞 (インターネット版) (抜粋) (乙第397号証の日本語仮訳) (外務省アジア大洋州局北東アジア課)	原本	H22. 7. 20	同上
乙第399号証	朝鮮日報 (インタ	写	2010. 11.	同上

号証	ーネット版) (抜粋)(原文) (朝鮮日報社)	し	9	
乙第400号証	朝鮮日報(インターネット版)(抜粋)(乙第399号証の日本語仮訳) (外務省アジア大洋州局北東アジア課)	原本	H22.7.20	同上
乙第401号証	朝鮮日報(インターネット版)(抜粋)(原文)(朝鮮日報社)	写し	2010.4.28	同上
乙第402号証	朝鮮日報(インターネット版)(抜粋)(乙第401号証の日本語仮訳) (外務省アジア大洋州局北東アジア課)	原本	H22.7.20	同上
乙第403号証	京郷新聞(インターネット版)(抜粋)(原文)(京郷新聞社)	写し	2010.4.28	同上
乙第404号証	京郷新聞(インターネット版)(抜粋)(乙第403号証の日本語仮訳) (外務省アジア大洋州局北東アジア課)	原本	H22.7.20	同上
乙第405号証	韓国日報(インターネット版)(抜粋)(原文)(韓国日報社)	写し	2010.4.28	同上
乙第406号証	韓国日報(インタ	原	H22.7.20	同上

号証	一ネット版) (抜粋)(乙第405号証の日本語仮訳) (外務省アジア大洋州局北東アジア課)	本		
乙第407号証	MSN産経ニュース (インターネット版)(抜粋) (産経新聞社)	写し	H23. 4. 20	日朝間では文化財問題が今後議論されることになっていること、日本に所在する朝鮮半島由来の文化財の種類・数量については依然として一致した意見が存在しないことを示す報道ぶり。
乙第408号証	産経新聞朝刊(抜粋) (産経新聞社)	写し	H23. 4. 30	同上
乙第409号証	第6国際公文書館会議 決議, 勧告及び要望(抜粋) (ARCHIVUM Vol. XVIII 1968)	写し	1968. 9. 3 -7	国際公文書館会議マドリード大会において採択された本件決議において30年を経過した公文書へのアクセスを認める勧告がなされているが、同決議そのものにおいても、「必要な場合における制限事項」("with defined reservations when necessary")の存在が前提とされている。
乙第410号証	第6国際公文書館会議 決議, 勧告及び要望(抜粋) (ARCHIVUM Vol. XVIII 1968) (乙第409号の日本語仮訳) (外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室)	写し	H22. 7. 21	同上
乙第411号証	逐条解説公文書管理法(抜粋) (ぎょうせい)	写し	2009. 10. 20	公文書管理法においても、「一定年数を経過した文書を一律に全面公開するのではなく、あくまで業務やケース毎に判断すべきであるとの考え方」により、・・・(中略)・・・「時の経過を考慮する」との文言を用いたものである」

乙第412号証	「外交記録公開に関する規則」(外務省訓令第7号) (外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室)	写し	H22.5.25	外交記録公開制度は、本規則に基づく外務省独自の制度であり、その対象となる文書は、外交史料館に「移管すると判断された行政文書」(同規則2条7号)である。
乙第413号証	公文書管理法 (内閣府ホームページ)	写し	H21.7.1	「外交記録公開に関する規則」(乙第412号)証においても、公文書管理法16条を踏まえて不開示事由を列挙しており、「公にすることにより現在又は将来にわたって具体的に国の安全が害され、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被ると外務大臣が認めることにつき相当の理由がある情報」(同規則7条2項3号)について、非公開としている。